

## 農地の転用には許可が必要です

農地に住宅や農業経営に必要な施設を建設する場合、あるいは資材置場や道路など農地以外にする場合には、農地転用許可が必要となります。

この農地転用に係る申請については、農業委員会の審議を経て、道（知事）へ送られ審議された後、許可（もしくは不許可）となります。

許可を受けずに建物を建設したり、許可の内容と異なることを行った場合は、工事の中止、原状回復などの指導が行われ、改善されない場合は「農地法

- 違反」として、懲役や罰金が科せられることとなり
- ます。
- 農地転用には他の法令の許可（農業振興地域指定
- の変更など）も必要となる場合もあることから、申
- 請から許可されるまでに相当の日数を要しますの
- で、転用の計画がある時はお気軽に農業委員会まで
- ご相談の上、早急に申請手続きをお願いします。
- ●問い合わせ先
- 農業委員会事務局 ☎ 0146・47・2472

**水道水の水質検査結果**

町では、安全で良質な水道水の供給を行うため、定期的に水質検査を実施しています。今年度も、7月から9月にかけて全項目検査を実施したところ、全ての水質項目において、基準に適合していることを確認しました。

詳しくは、建設水道課窓口と町ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

●問い合わせ先：建設水道課建設管理グループ

☎ 0146・47・2519

## 新冠町功労賞・善行賞贈呈式

今日の本町発展の基礎づくりに貢献された方々に敬意と感謝を表し、功労賞・善行賞贈呈式を挙行政たしますので、町民の皆さんのご参列をお待ちしております。

○日時 11月3日(月・祝) 午前10時開式

○場所 レ・コード館 町民ホール

●問い合わせ先：総務課総務グループ総務係

☎ 0146・47・2497

**国勢調査にご協力ありがとうございました（未回答の方はご連絡を）**

国勢調査の実施にご協力いただき、ありがとうございました。

ご回答いただいた内容は、国や地方公共団体の行政運営の基礎資料となり、本町でも今後のまちづくり施策の検討に活用されます。

- 国勢調査はすべての人と世帯が対象です。まだ回答が  
お済みでない方は、お早めにご連絡ください。
- ●問い合わせ先  
企画課まちづくりグループ広報統計係  
☎ 0146・47・2497

| 健康カレンダー                                     |         |                        |                                 |        |
|---------------------------------------------|---------|------------------------|---------------------------------|--------|
| (お問い合わせ先：保健福祉課 ☎ 0146・47・2113)              |         |                        |                                 |        |
| 月 日                                         | 時 間     | 事業名                    | 場 所                             |        |
| 11<br>月                                     | 12 日(水) | 10:00~12:00            | からだリセット講座                       | 保健センター |
|                                             | 13 日(木) | 15:00~16:30            | フッ素塗布                           |        |
|                                             | 25 日(火) | 受付 10:00~<br>受付 13:00~ | 4・7・12 ヶ月児健康診査<br>1歳6ヶ月・3歳児健康診査 |        |
| <p>事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。</p> |         |                        |                                 |        |

**ご寄附ありがとうございました。**（敬称略）

- 老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと
  - ☆長濱 チエ（古布 1 袋）
  - ☆ボランティアグループちよぼら（カット布 3 袋）
- 新冠町社会福祉協議会へ
  - 香典返しに代えて
    - ☆長濱 秀昭（50,000 円）
    - ☆齋藤 泰子（30,000 円）
  - 福祉事業に役立ててと
    - ☆高瀬 すが子（古切手 1 袋）
    - ☆匿 名（古布 1 袋）

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

## 町民生活課からのお知らせ

### 家庭ごみ排出の注意喚起について

町内でヒグマの出没が多発しています。

ヒグマは食べ物への執着が非常に強い動物です。生ゴミや果物、干し魚などの人の食べ物の味を覚えてしまうと、それを目当てに家の近くに繰り返し接近し、人を恐れずに行動するようになります。ヒグマの出没地域に住む人は、十分に注意し危険を避けましょう。

★自宅の周辺を含め、食べ物やごみを放置しないようにしましょう。

★ごみステーションへのごみ出しは、住んでいる地区の決められた収集日当日の朝（午前8時まで）に出すようにし、前日の夜や収集後には出さないようにしましょう。



ごみ収集カレンダー  
(令和7年10月～  
令和8年3月分)



ごみは分別区分ごとに  
きちんと分けましょう

### ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は犯罪です。車から何気なく投げてしまったペットボトルや買い物袋も同罪です。ごみの不法投棄は廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金が課せられます。さらに法人等

- の場合は、3億円以下の罰金が課されます。所有地で
- あっても不法投棄となりますので、新冠町で定められ
- たごみの分別により適切に排出して下さい。



5月9日に約60名で行われた左岸道路脇の清掃活動では、ポイ捨てされた空き缶などで、瞬く間に軽トラック2台分のごみが集まりました。

### 野焼きは原則禁止されています

- 家庭用の焼却炉、ドラム缶、土管などによるごみの焼却は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で原則禁止されています。違反者は5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又は両方が科せられます。さらに法人は両罰規定（違反した従業員とともに法人も罰せられる規定）で3億円以下の罰金が科せられますので絶対にやめましょう。
- 例外として、森林法第21条の規定による火入許可は認められていますので、役場産業課（☎0146・47・2110）へ事前に相談し手続きをしてください。
- 火入許可と異なる焼却を発見した場合は、直ちに警察へ通報することになりますので、絶対にやめましょう。

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ環境衛生係 ☎0146・47・2112

## 新冠町物価高騰対応家計応援特別給付金のご案内